

平 成 26 年

奈良市議会 1 2 月定例会
提 出 議 案（別 冊）

奈 良 市

目 次

奈良市議案第 1 7 4 号	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正について.....	1
〃 第 1 7 5 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について.....	4
〃 第 1 7 6 号	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について.....	16
〃 第 1 7 7 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	17
〃 第 1 7 8 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	19
〃 第 1 7 9 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	20
〃 第 1 8 0 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	21
〃 第 1 8 1 号	公の施設の指定管理者の指定について.....	22

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の
額並びにその支給に関する条例等の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例
等の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する
条例等の一部を改正する条例

(奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条
例の一部改正)

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関す
る条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関す
る条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の
170」を「100分の162.5」に改める。

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「100分の155」を「100分の170」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）第6条
- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年奈良市条例第
8号）第5条
- (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）第6条
- (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）第5
条

第4条 次に掲げる条例の規定中「100分の140」を「100分の147.5」に、
「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第6条
- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条
- (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第6条
- (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第5条

第5条 次に掲げる条例の規定中「100分の6」を「100分の8」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第7条第5項
- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第6条第5項
- (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第7条第5項
- (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第6条第5項

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（以下「改正後の議員条例」という。）の規定並びに第3条の規定による改正後の奈良市特別職の職員の給与に関する条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例及び奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（以下これらを「改正後の特別職条例等」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の議員条例又は改正後の特別職条例等の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例又は第3条の規定による改正前の奈良市特別職の職員の給与に関する条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例若しくは奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員条例又は改正後の特別職条例等の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

議会の議員の期末手当の支給割合の改定並びに市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の期末手当の支給割合及び退職手当の調整額の改定を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

附則第21項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800

13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800		
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400		
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200		
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400			
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100			
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900			
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500			
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200			
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000			
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800			
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400			
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200			
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000			
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600			
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200			
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000			
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800			

再任用 職員以 外の職 員	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600			
	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200			
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600				
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200				
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800				
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100				
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700				
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400				
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900				
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400				
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100				
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800				
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500				
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000				
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700				
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400				
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100				
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600				
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100					
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800					
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500					
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000					
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700					
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400					
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100					
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600					
	86	241,000	295,900	344,000	383,900						
	87	241,700	296,200	344,500	384,500						
	88	242,400	296,600	344,900	385,100						
	89	243,100	296,900	345,200	385,800						
	90	243,600	297,300	345,600	386,400						
	91	244,100	297,700	346,100	387,000						
	92	244,600	298,100	346,500	387,600						
	93	244,900	298,200	346,700	388,300						
	94		298,500	347,100							
	95		298,900	347,600							
	96		299,300	348,000							
	97		299,500	348,100							
	98		299,800	348,600							
	99		300,200	349,100							
	100		300,600	349,400							
	101		300,800	349,700							
	102		301,100	350,100							
	103		301,500	350,500							
	104		301,800	350,900							
	105		302,000	351,400							

	106		302,300	351,800							
	107		302,700	352,200							
	108		303,000	352,600							
	109		303,200	353,100							
	110		303,600	353,500							
	111		304,000	353,900							
	112		304,300	354,200							
	113		304,400	354,700							
	114		304,700								
	115		305,000								
	116		305,400								
	117		305,600								
	118		305,800								
	119		306,100								
	120		306,400								
	121		306,800								
	122		307,000								
	123		307,300								
	124		307,600								
	125		308,000								
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「決定する」の次に「ものとし、その者の給料月額は、その者の号給に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の号給に応じた額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務算出率」という。）を乗じて得た額とする」を加え、同条第2項中「決定する」の次に「ものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」を加え、同条第4項中「ものとする」を「ものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」に改め、同条第9項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員となつた再任用職員の給料月額は、その者の属する職

務の級に応じた額に、育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。

第7条の2中「法第28条の5第1項」を「再任用職員で法第28条の5第1項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項」を「勤務時間等条例第2条第3項」に改める。

第16条第3項中「100分の15」を「100分の16」に改め、同条第4項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第16条の4第2項第2号中「額（」の次に「育児短時間勤務職員及び」を加える。

第16条の5第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

第17条第1項中「得た額」の次に「（育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額）」を加える。

第22条の2第1項中「除く。」の次に「次項において「週休日等」という。」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第22条の2に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額

第24条第4項中「給料」の次に「（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）」を加える。

第25条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改め、同条第3項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）」を加える。

第27条の2中「、第16条の3及び第16条の5」を「及び第16条の3」に改める。

附則第18項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附則第21項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800

9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200	
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300		
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700		
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000		
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300		
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700			
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100			
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800			
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300			
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700			
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100			
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500			
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900			
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300			
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700			

再任用 職員以外 の職員	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
	94		292,500	340,300				
	95		292,900	340,800				
	96		293,300	341,200				
	97		293,500	341,300				
	98		293,800	341,800				
	99		294,200	342,200				
	100		294,600	342,500				
	101		294,800	342,800				
	102		295,100	343,200				

	103		295,500	343,600							
	104		295,800	344,000							
	105		296,000	344,500							
	106		296,300	344,900							
	107		296,700	345,300							
	108		297,000	345,700							
	109		297,200	346,200							
	110		297,600	346,600							
	111		298,000	346,900							
	112		298,300	347,200							
	113		298,400	347,700							
	114		298,700								
	115		299,000								
	116		299,400								
	117		299,600								
	118		299,800								
	119		300,100								
	120		300,400								
	121		300,800								
	122		301,000								
	123		301,300								
	124		301,600								
	125		301,900								
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給 料 月 額
1	円 377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000

第6条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給 料 月 額
1	円 370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000

第6条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「、給料月額」を「、平成27年3月31日までの間、給料月額」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条並びに附則第6項から第12項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は平成26年4月1日から、同条の規定（給与条例別表の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定（奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第5条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の

任期付職員条例の規定は平成26年4月1日から、第3条の規定（任期付職員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 4 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 6 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等

を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第24条第5項（給与条例第25条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第24条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 年奈良市条例第 号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例）

- 11 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給に関する給与条例第16条第3項の規定の適用については、「100分の16」とあるのは、「100分の16を超えない範囲内で市長が規則で定める割合」とし、同条第4項の規定の適用については、「100分の20」とあるのは、「100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合」とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

- 12 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第16条の5第2項の規定の適用については、「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額」とする。

（規則への委任）

- 13 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（提案理由）

一般職の国家公務員の給与改定に準じた職員の給与の改定及び育児短時間勤務制度の導入に伴う所要の改正を行おうとするものである。

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「54,150円」を「70,400円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第3号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第4号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第5号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第6号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第7号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第8号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、退職手当の調整額の改定等を行おうとするものである。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中新屋町 5 番地

奈良町にぎわいの家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市中新屋町 2 番地の 1

奈良町にぎわいの家管理共同体

代表 二十軒 起夫

3 指定管理者の指定の期間

開館の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良町の地域活性化に関すること。
- (2) 奈良町の生活文化の保存及び継承に関すること。
- (3) 市民と観光客の交流の促進に関すること。
- (4) 教育機関との連携に関すること。
- (5) 奈良町の観光案内に関すること。
- (6) その他にぎわいの家の設置目的を達成するために必要な事業

- (7) 奈良町にぎわいの家の利用制限に関する事。
- (8) 奈良町にぎわいの家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (9) その他市長が定める事。

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設の利用承認及び利用制限に関すること。
- (2) 奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬長引 707 番地の 10

ロマントピア月ヶ瀬

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬長引 707 番地の 10

ロマントピア月ヶ瀬管理運営組合

理事長 ■■■ ■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市農林漁業体験実習館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (3) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山 2763 番地の 14

奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山 2763 番地の 14

奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会

理事長 ■ ■

3 指定管理者の指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山106番地の1

梅の里ふれあい館

2 指定管理者の所在地及び名称

--	--	--	--	--	--	--

尾山自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 梅の里ふれあい館の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 梅の里ふれあい館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。